

柳泉園NEWS

りゅうせんえんニュース

1987.4.1 SPRING VOL 7



柳泉園組合粗大ごみ処理施設

“出すごみには気をつけて、小型ガスボンベ爆発

柳泉園組合管理者 都丸哲也

昨年は、懸案でありましたごみ処理施設第2工場（可燃ごみ焼却炉）が完成し、ごみ量の増大と質の多様化の傾向が著しくなっている今日、衛生的、かつ合理的に処理することができるようになりました。これもひとえに、住民の皆様を始め、関係者の方々のご理解とご協力のたまものと深く感謝いたしております。

一方、不燃ごみは、市民生活を反映して、プラスチック類が多くなり、小型ガスボンベ（家庭用）など手軽に使えるものが特に目立ちます。

当組合では、不燃ごみは、粗大ごみなどと一緒には破砕したのちに都下日の出町の廃棄物広域処分場に運び、埋め立て処分をしておりますが、この破砕の際に小型ガスボンベの混入に因るものと推定される爆発がありました。

このような爆発は、昭和59年4月から破砕機を稼動してから数度となく発生しており、幸い人身事故にはならなかったものの破砕機が壊れ、不燃ごみ処理に影響がでております。小型ボンベなど危険なごみを処理するには、皆様のご理解とご協力が必要です。

スプレー缶や小型ガスボンベなどは、必ず中のガスを完全に使いきった後、カンの一部に釘などで穴をあけてから出して下さい。

地方行財政をとりまく情勢は誠に厳しいものがありますが、本年も住民の皆様が快適な暮らしが出来ますよう、まい進していく所存であります。

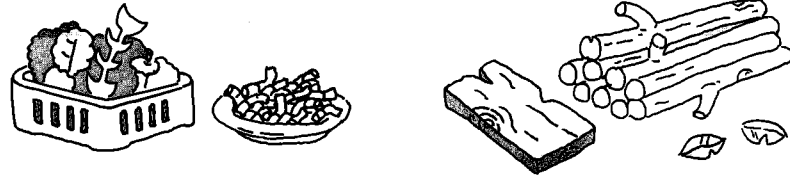
今後とも清掃問題につきまして、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



"家庭ごみの種類!!"

家庭から出されるごみには、次のようなものがあります。

可燃ごみ (混合芥)



台所ごみ・タバコのすいがら・掃除機のごみ

板くず・植木・枯れ葉等

当組合では、ごみの収集は行なっておりませんので、
くわしいことはお住まいの市へお問い合わせください。

RYUSENEN
NEWS

柳泉園組合は、一般廃棄物の処理施設です
ので、産業廃棄物（事業系廃棄物のうち
法律で定められた19種の廃棄物をいう。）の
取扱いは行ないません。

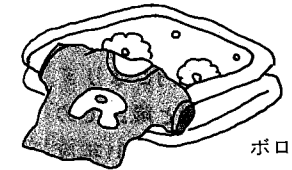
又、粗大ごみの中には、家具や廃材を
家庭で解体すれば、可燃ごみとして処理で
きるものもあります。

資源ごみについて

円高、ドル安の影響かもしれませんが、
可燃ごみの中に資源ごみとよばれる
ものが多く入っておりこれらについ
ては、新たな対応が求められておりま
す。



古新聞・古雑誌・チラシ
包装紙・ダンボール



ポロ布・衣料品
カーテン・毛布等布類

組合に持ち込めないごみ

量の多少にかかわらず、組合では取扱
いません。

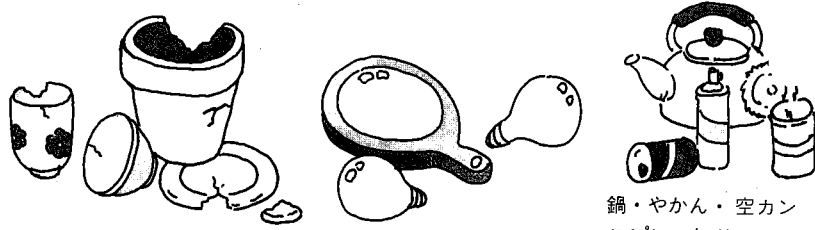


廃タイヤ 火薬・鉄砲の玉等爆発物



農薬・薬品類・
揮発性油(ガソリン・灯油)

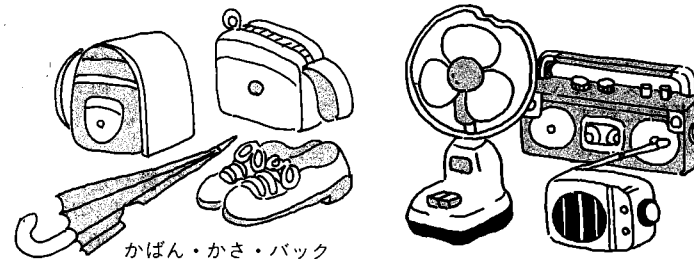
不燃ごみ (不燃物)



茶わん・皿・植木鉢等

鏡・電球等

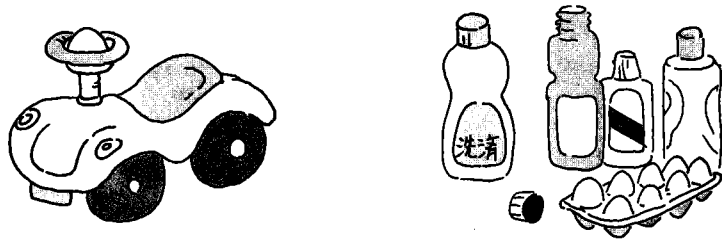
鍋・やかん・空カン
スプレー缶等



かばん・かさ・バック
皮靴等

小型電気器具類

不燃ごみ (危険物)

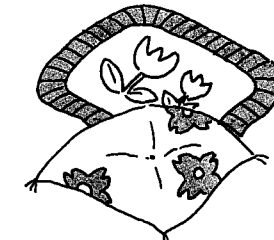


プラスチック・おもちゃ等

洗剤・化粧品等の空容器

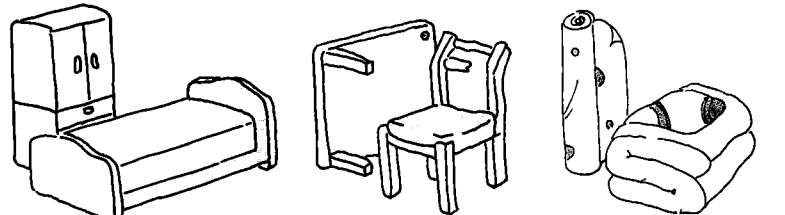


洗面器・ハッポウステロール
バケツ・ビニールホース等



スポンジ・ゴム付のマット等
ざぶとん(スポンジ入り)等

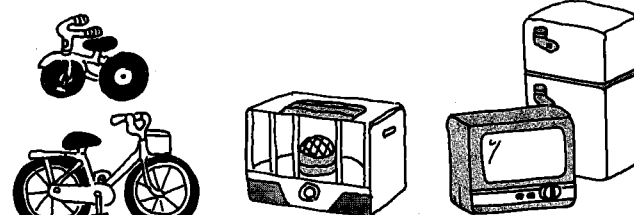
粗大ごみ (家電製品)



タンス・応接セット・ベッド

机・イス

カーペット・ジュータン
マットレス・ふとん

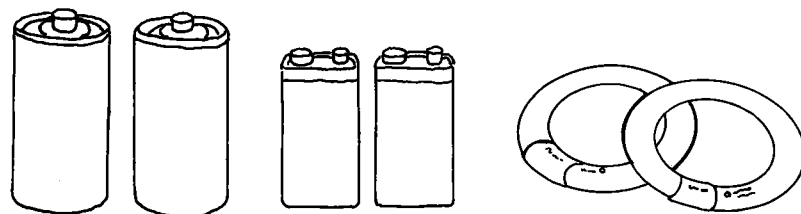


自転車・三輪車

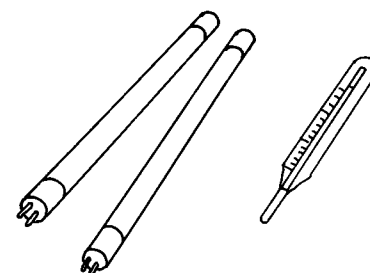
石油ストーブ
ガスレンジ等

大型冷蔵庫・テレビ等の
大型家電製品

有害ごみ



使用済み乾電池・けい光管・体温計



(ボタン型電池については
販売店へ返して下さい。)

60年度決算報告!!

昭和61年12月2日に開かれた柳泉園組合議会第4回定例会で、昭和60年度の一般会計が認定されました。これによると歳入(収入)が45億5,029万4千円(前年度比18.5%増)、歳出(支出)が42億7,334万8千円(前年度比15.5%増)となりました。

この決算から、その主な使い道と、ごみ・し尿の処理経費についてお知らせします。

●この決算から管内住民の1人当たりにかかったごみの処理経費についてお知らせします。

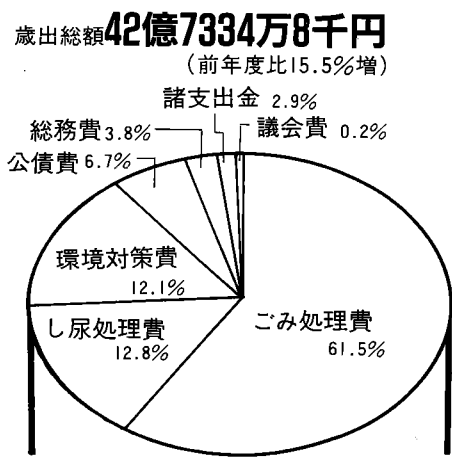
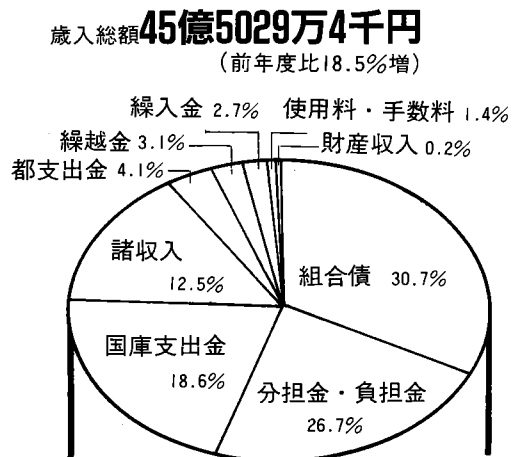
住民1人当たりの処理経費は、当組合だけでも年間約3,300円となっています。(建設費は除く。)

●なお、し尿は公共下水道の普及等により汲み取り式便所や浄化槽式水洗便所等の利用者が年々変化しているため、1人当たりの処理経費が算出できませんでした。

◆管内人口 336,026人で算出 (S61.4.1現在)

歳入決算額から歳出決算額を差引くと2億7,694万6千円となりますが、これは、歳入増と歳出での事業の変更等によるもので61年度への繰越金となりました。

◆歳入・歳出の経費割合



60年度歳入

- 分担金及び負担金 柳泉園組合を構成する四市が負担する負担金12億1,274万7千円。
- 使用料及び手数料 私車で搬入されたごみの処理手数料と体育施設などの使用料として6,415万8千円。
- 国庫支出金 ごみ処理施設第2工場の建設工事に対する国の補助金8億4,665万円。
- 都支出金 ごみ処理施設第2工場、温水プールの建設工事と粗大ごみ処理施設、汚泥脱水施設及び投入場脱臭設備の改造工事等に対する都の補助金1億8,879万8千円。
- 財産収入 特定の事業を行うための基金等の預金利子868万6千円。
- 繰入金 環境整備基金、退職給与基金等を取りくずし、一般会計への繰入金として1億2,274万1千円。
- 繰越金 前年度の繰越金1億4,182万9千円。
- 諸収入 組合の歳計現金の預金利子、ごみ及びし尿の事業に対する交付税配分金や雑入など5億6,868万5千円。
- 組合債 ごみ処理施設第2工場・温水プールの建設工事と粗大ごみ処理施設、汚泥脱水施設及び投入場脱臭設備の改造工事等の借入金13億9,600万円。この借入れは、年金積立金の還元融資を受けています。

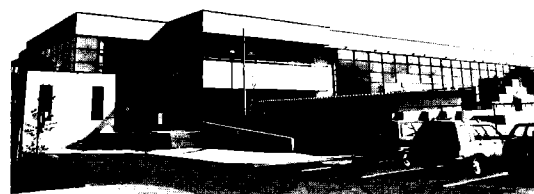
60年度歳出

- 議会費 組合議会の運営経費679万9千円。
- 総務費 組合の共通する事務に要する費用として1億6,106万1千円。
- ごみ処理費 ごみ処理施設の運転経費や定期点検整備など6億478万円。3カ年継続事業のごみ処理施設第2工場の建設工事(最終年度分)に19億270万円、粗大ごみ処理施設の改造工事に1億2,300万円。これらの工事には、国庫補助金(粗大ごみ処理施設は除く)、都補助金、組合債等が財源に充てられました。
- し尿処理費 し尿処理施設の運転経費や定期点検整備など3億85万3千円。汚泥脱水施設改善工事に1億7,500万円、投入場脱臭設備工事に7,050万円。これらの工事には、都補助金、組合債等が財源に充てられました。
- 環境対策費 体育施設の運営経費及びごみ・し尿処理施設の運転状況の分析経費に1億825万4千円。温水プールの建設工事に4億1,000万円。この工事には、都補助金、組合債等が財源に充てられました。
- 公債費 組合債(借入金)の返済として元金分1億4,830万5千円、利子分1億3,788万2千円。
- 諸支出金 負担金補助及び交付金の歳入増による調整等1億2,421万5千円。

60年度に実施した工事!! (補助金事業)



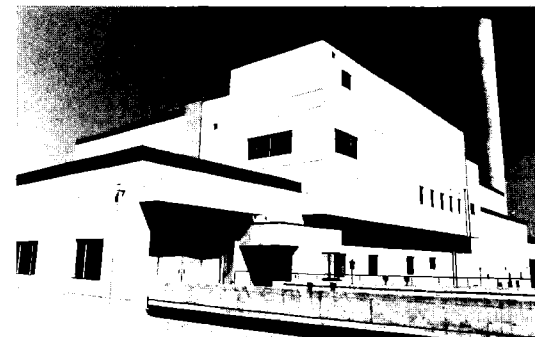
●汚泥脱水施設改善工事：し尿処理施設(昭和60年9月完成)
老朽化が激しく当初の処理能力が発揮出来ないコンポスト用二次脱水機に変わり、脱水性が高く、汚泥のコンポスト化に対応できる脱水機を設置(工事費 1億7,500万円)



●温水プール建設工事(昭和61年3月完成)
ごみ焼却からの排熱を利用した施設で、屋内プール(屋外プール)、スポーツサウナ、トレーニング室、会議室、屋外シャワー等を設置(工事費 4億1,000万円)

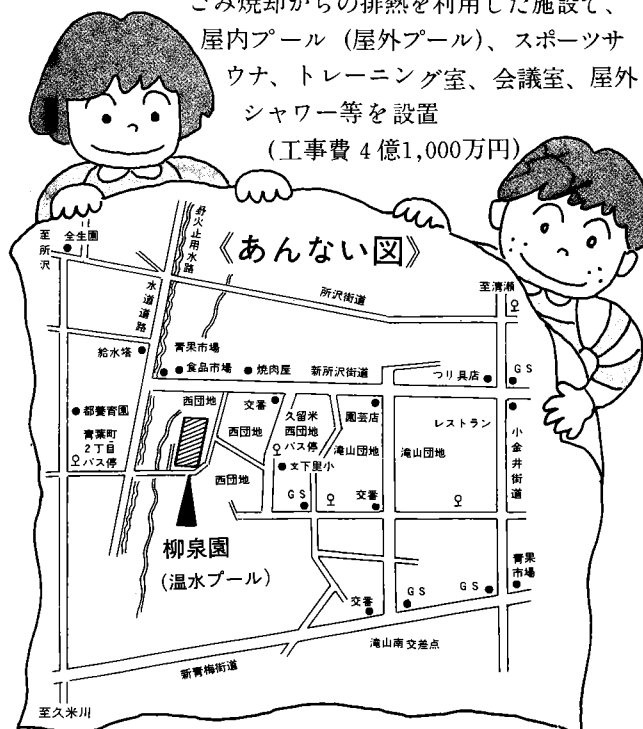


●投入場脱臭設備工事：し尿処理施設(昭和61年3月完成)
投入場の臭気対策を目的に既設投入室の建屋を撤去、新たに脱臭設備を要する投入室を設置(工事費 7,050万円)



●ごみ処理施設建設工事(昭和61年3月完成)
昭和58年からの3カ年継続事業として、最新の技術で計画されたごみ処理施設で60年度が最終年度となる(工事費の総額 43億8,000万円)

●粗大ごみ処理施設改造工事(表紙写真)
(昭和61年2月完成)
燃やさないごみ(不燃物及び危険物)を定量的に処理するためピット(ごみを溜めるところ)及びクレーンを設置(工事費 1億2,300万円)



三二解説

●一般廃棄物

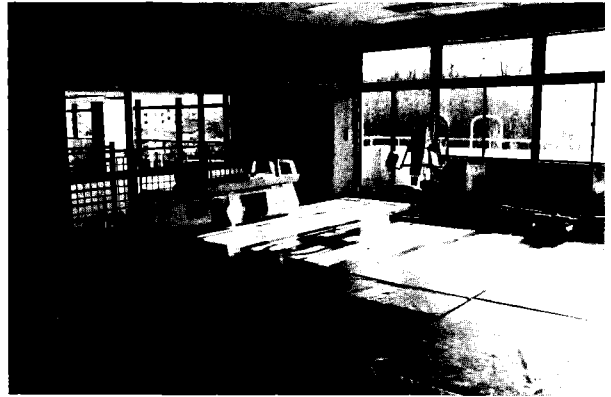
廃棄物処理法の第2条によって、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と呼んでいる。一般の市民生活によって排出されるごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、浄化槽清掃汚物および猫、犬、ねずみ等の死体などを指している。

産業用水調査会発刊「用廃水事典」より

エンジョイスポーツ
enjoy sports
トレーニング

本格的なスポーツの季節も間近です。エアロビクス・ウェイトトレーニングで気持ちの良い汗をかいてシェイプアップしましょう。

電話一本で関係4市の方ならどなたでも気軽にご利用いただけます。



- 野球場 期間……… 4月1日～11月30日
- テニス 期間……… 1月1日～12月31日
- 温水プール 期間……… 1月4日～12月28日

0424-73-3121 へ申し込んで下さい

Message
組合からのお願い

- ①ごみは、できるだけ出さないように心がけて下さい。ごみを処理するには大変お金がかかるのです。当組合だけでも1トン処理するのに約8,300円かかり、処理の他に議会費、総務費、環境対策費、その他公害対策費用を加えると1トン処理するのに10,000円を超えてしまいます。ごみが少なくなるとこの費用を他の行政費用に回すことができます。
- ②ごみを出す時は、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」に必ず分けて出すようにして下さい。このことを守っていただかないと焼却炉を痛めたり、公害発生の要因となるため、この防止にも費用がかかります。
- ③スプレー、ガスボンベ(携帯用)の空き缶は、必ず缶の一部に釘などで穴をあけ、ガスを完全に抜き取ってから出してください。
また、関係4市では有害ごみの回収も分別収集あるいは電気店等の拠点収集方法で市民の皆様をお願いしています。これらの点についてより一層のご協力をお願いいたします。

ここが柳泉園です。

